



誰一人取り残さない 活動を目指して



香川チャレンジャーズ

代表 / 山中 達也 (やまなか たつや)



チーム設立までの経緯

チーム設立に向けて動き始めた2019年時点で、四国の3県(愛媛・高知・徳島)には、身体障害者野球チームが既存しており、香川県にのみ身体障害者野球チームがありませんでした。そんな中、関係者を通じ、徳島の身体障害者野球チーム「徳島ウイングス」の練習に参加させていただく機会を作っていただきました。グラウンドに立っている選手たちは、昔、野球をしていたが、事故や病気などにより夢半ばで野球を断念してしまった方や生まれながらに障害があり野球未経験者の方など、みなさん本当に夢中で楽しそうにプレーされていました。そんな選手たちの姿を見て、香川県に同じ境遇の方がいるのであればチームを作りたいと考え、香川県初の身体障害者野球チーム設立に向けて動き始めました。

最初は、紆余曲折しながらも2020年10月31日開催の身体障がい者野球体験会を皮切りに、日々の練習を重ね2021年4月10日に香川県初となる身体障害者野球チーム「香川チャレンジャーズ」が設立されました。

チームの取組み

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、世界各国でパラスポーツへの関心が少しずつ高まっていますが、まだまだパラスポーツに対する理解や環境の整備等課題が多く残っているのが現状です。そういった現状を踏まえて、香川チャレンジャーズとしましても少しでも多くの方が、気軽に活動できる環境を作りたいと考えています。

現在も年齢や性別、障害の程度、障害の有無に関係なく、一人一人のレベルに合わせた環境での活動、小・中・高校生や地域の方々との交流会を実施するなど、チーム活動を通じてパラスポーツの素晴らしさを発信し、人々に夢や希望を与えられるよう取り組んでいます。

香川チャレンジャーズは、設立3年目という若いチームではありますが、今年6月に開催されました、第32回全国身体障害者野球大会に出場し、初優勝を収めることができました。

今回の優勝は、選手たちのこれまでの努力はもちろんのこと、大変多くの方々からのご支援・ご声援があったからこそこの結果だと思っています。障害者の方が全力でスポーツができる環境、健常者の方も全力で応援できる環境、そういった活動を創出していくことが共生社会に繋がると信じて、今後もチーム名のとおりに、どんな困難にも立ち向かって乗り越えていけるよう挑戦し続けるチーム作りや活動に取り組んで参ります。

身体障害者野球とは

1993年に「日本身体障害者野球連盟」が設立され、1998年に「公益財団法人日本障害者スポーツ協会(現・公益財団法人日本パラスポーツ協会)」認定種目団体となりました。現在、連盟に登録しているチームは、全国で38チームあり、1005名の方が活動を行っています。



香川チャレンジャーズは9歳から72歳までの選手27名、サポートスタッフ11名で週1回程度(土・日)に活動を行っています。
ぜひ一緒に野球を楽しみましょう。

令和6年4月1日より

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度が利用できます

普通寺市では、お互いを人生のパートナーとして助け合い、生活を共にすることを約束した、その一方または双方が性的マイノリティであるお二人の関係を応援する「普通寺市パートナーシップ宣誓制度」を令和3年12月から施行していますが、これまでよりも多様な家族の形を認め、支援することを目的として、パートナーシップ関係にあるお二人の子どもや父母などについても家族関係にあることを証明する「普通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。



詳しくはコチラから ▶▶▶

パートナーシップ宣誓をすることができる方

- ① お二人ともが成年に達していること
- ② お二人とも市内に住所を有している、又は市内への転入を予定していること
- ③ お二人ともに配偶者がいないこと及び、他のものとパートナーシップの関係にないこと
- ④ 近親者でないこと(養子縁組を除く)

ファミリーシップ宣誓をすることができる方

- ① パートナーシップ当事者以外の者とのファミリーシップの関係がないこと
- ② 宣誓をした者とのファミリーシップに同意していること
(対象者が15歳未満の場合は、親権者の同意が必要)
- ③ パートナーシップ当事者の一方若しくは双方の子又は父母等の近親者であること
(未成年の場合は宣誓当事者と生計を同一にしていること)

宣誓手続きの流れ

- 1 宣誓希望日の原則1週間前(土・日・祝日・年末年始は除く)までに必ず人権課へ電話またはメールで予約をしてください。
- 2 住民票等、必要な書類をご用意ください。(必要な書類は、人権課にご確認ください。)
- 3 予約した日時に、必要書類(②)をお持ちの上、必ずお二人で人権課までお越しください。
(ファミリーシップ宣誓の場合、お子さん等は、お越しいただかなくてもかまいません。)
- 4 宣誓後、「宣誓書の写し」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を交付します。

● ご不明な点などございましたら人権課までお問い合わせ下さい。

普通寺市民生活部人権課

TEL:0877-63-6311

MAIL: jinken@city.zentsuji.kagawa.jp